

計画策定等に関するワーキンググループ 構成員

(五十音順)

足立 泰美 甲南大学経済学部教授

磯部 哲 慶應義塾大学法科大学院教授

大橋 真由美 上智大学法学部教授

金崎 健太郎 武庫川女子大学経営学部教授

○勢一 智子 西南学院大学法学部教授

原田 大樹 京都大学大学院法学研究科教授

(○ : 座長)

計画策定等に関するワーキンググループ 開催実績

第1回 令和3年11月26日

- ・令和3年の重点募集テーマ「計画策定等」の検討状況等について
- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

第2回 令和3年12月23日

- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保に係る見直しの視点について

第3回 令和4年1月21日

- ・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)について

第4回 令和4年2月10日

- ・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)とりまとめ

第5回 令和4年7月25日

- ・各府省の計画策定等における見直しの検討状況について
- ・令和4年地方からの提案募集における「計画策定等」に係る提案について

第6回 令和4年12月16日

- ・計画策定等に関するこれまでの検討状況について
- ・ナビゲーション・ガイド作成に向けた今後の検討について

第7回 令和5年1月13日

- ・地方公共団体との意見交換
- ・ナビゲーション・ガイドについて

第8回 令和5年2月6日

- ・ナビゲーション・ガイド等について

第9回 令和5年2月13日

- ・ナビゲーション・ガイド等について

(参考1)

地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置のうち計画等の策定の手続に係るもの

別表1 第3次勧告における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置（計画等の策定の手続に係るもの）

整理記号及び分類	記号	具体的な規定の内容	具体的に講ずべき措置
cb 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	別表2を参照	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は別表2を参照	別表2を参照
	上記に該当しない場合		廃止
c3 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置を許容
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合	
	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合	
	上記①～④に該当しない場合		廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4 計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の	

	前提となっている場合	
	上記①～③に該当しない場合	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c5 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	—	廃止又は例示化

別表2 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）（別表1 cb）についての分類及び具体的に講ずべき措置

分類	記号	具体的な規定の内容	講ずべき措置
協議、同意、許可・認可・承認	1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合	同意を要する協議を許容
	1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合	
	1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの	
	1②	国（都道府県）に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国（都道府県）の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの	
	1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
	2①	国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市	同意を要しない協議を許容

		町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村（都道府県）の間の事務配分の特例を都道府県（国）が許容する場合であって、都道府県（国）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
	2②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合	
	2③	事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国（都道府県）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
	2④	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの	
	2⑤	同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの	
	2⑥	私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの	
	3d	刑法等で一般には禁止されているながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合	許可・認可・承認を許容
	3e	公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合	
	3f	補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合	
	3g	法人の設立に関する事務を処理する場合	
	3h	国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合	
	3①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であ	

		って、地方自治体の事務として定着していないもの	
	4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合	意見聴取を許容
	5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国（都道府県）が特に把握しておく必要が認められるもの	事前報告・届出・通知を許容
	6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合	事後報告・届出・通知を許容
	6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合	
		上記のいずれにも該当しない場合	廃止